

都市計画の理由書

(与那原町 板良敷沿岸線沿道地区)

本地区は、現市街化区域の境界線と平成23年度に整備が完了した町道板良敷沿岸線及び町道当添21号線との間に生じた土地であり、沖縄県が行う区域区分の変更（市街化区域の境界線の変更）に併せて新たに用途地域を指定し、隣接する既成市街地と一体的に土地利用を図るべき区域です。

与那原町都市計画マスタープランでは、目指すべきまちづくり（土地利用方針）として、調和のとれた土地利用、コンパクトなまちづくりを方針としています。

本地区内の12区域はそれぞれ連続する既成市街地の用途地域指定状況を勘案して、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、工業地域と定め、良好な市街地環境の維持、形成を図ります。